

〔豊橋市立富士見小学校PTA会則〕

【総 則】

- 第 1 条 本会は豊橋市立富士見小学校PTAという。
- 第 2 条 本会の事務局は豊橋市立富士見小学校内におく。
- 第 3 条 本会は父母と教師の協力によって、児童の健全な成長と教育の向上発展を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために下記の活動を行う。
- 1 学校教育について理解を深め、運営について協力する。
 - 2 学校と家庭との連携を緊密にする。
 - 3 児童の福祉、安全、環境の整備改善を図る。
 - 4 会員相互の教養を高め、親睦を図る。
 - 5 その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

【会 員】

- 第 5 条 本会は、本校に在籍する児童の父母(保護者)及び教職員をもって会員とする。

【役員及び顧問】

- 第 6 条 本会には次の役員及び顧問をおく。
- ・会 長 1名
 - ・副会長(内女性部長、教師1名) R5は4名
 - ・書 記(内教師1名) R5は3名
 - ・会 計(内教師1名) R5は3名
 - ・顧 問(内学校長1名) R5は8名
- 第 7 条 役員は、細則に定める方法によって選出される。
- 第 8 条 役員任期は1か年(総会の日より、翌年度の総会の日まで)とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残留期間とする。

【役員及び顧問の職務】

- 第 9 条 役員及び顧問の職務は次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは代行する。
 - 3 女性部長は本会の副会長を兼務し、女性会員の代表となる。
 - 4 書記は本会の書記の業務を掌る。
 - 5 会計は本会の会計の業務を掌る。
 - 6 顧問は本会の全ての活動に参画することができ、意見を述べることができる。

【経 費】

- 第 10 条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。
- 第 11 条 本会の決算は会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第 12 条 本会の会計年度は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

【会計監査委員】

- 第 13 条 本会の経理を監査するため、2名の会計監査をおく。
- 第 14 条 会計監査委員は細則の定める方法によって選出される。
- 第 15 条 会計監査委員は必要に応じて、会計監査を行い、総会においてその結果を報告する。
- 第 16 条 会計監査委員の任期は1か年(総会の日より翌年度の総会の日までとし、再任を妨げない。)

【総 会】

- 第 17 条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高決議機関であって、会員の5分の1以上の出席をもって成立する。ただし、会員を招集しての総会開催が困難な場合は、会長が総会の決議の目的である議案について提案を行い、書面又は電磁的記録により全会員の過半数が同意の意思表示をした時は総会の決議があったものとみなす。また、未回答や白票は同意とみなす。
- 第 18 条 総会は年度初めに開くことを原則とする。臨時総会は、その必要があるときは委員会

にはかり、会長がこれを招集する。

第 19 条 総会において議決する事項は、会則の変更、役員顧問の承認、事業報告の承認、会計決算の承認、事業計画の承認、その他重要事項とし、議決は出席者の過半数の賛成により成立する。

【委員会】

第 20 条 委員会は役員と委員をもって構成し、原則として学期 1 回以上開き、本会の活動計画について審議する。

第 21 条 本会の活動に必要な諸行事を計画実施するために専門委員会をおく。各専門委員会についての必要事項は細則に定める。

【役員会】

第 22 条 役員会は総務役員及び各専門委員会委員長と副委員長で構成する。また、随時開催し本会の活動推進に当たる。

【細則】

第 23 条 本会の運営に関し、必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、委員会の議決を経て定める。委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

【附則 1】

昭和 61 年 12 月 10 日改正

平成 19 年 2 月 17 日改正

令和 4 年 4 月 25 日改正

令和 5 年 4 月 24 日改正

富士見小学校 P T A 細則

【会費の納入】

第 1 条 会則第 10 条の会費は年額 1 世帯あたり 1,800 円とし、所定の期日に納入する。なお、年度途中の転出会員については月割りとして、その金額を納入・返却する。~~特殊家庭については会費を免除することができる。~~

【役員を選出】

第 2 条 役員等の選出は次の方法による。

- 1 現会長は、役員・委員の中から代表を若干名指名して「役員等選考委員会」を組織し、次年度 P T A 役員等の推薦の任を委嘱する。
- 2 役員等選考委員会は、2 月末日までに次年度の会長、副会長、女性部長、会計監査の四役を推薦し、委員会に報告して承認を受け、その後解散する。
- 3 委員会で承認された四役は、承認を得る以前から次年度の活動推進に必要な業務を開始する。
- 4 書記、会計、専門委員会委員長、副委員長は、会員の中から推薦承認された次年度会長が委嘱する。
- 5 顧問は、全体委員会において推薦し、総会の承認を得る。

【委員の選出等】

第 3 条 委員の選出は次の方法による。

- 1 委員の選出は当年度の委員がこれにあたり、推薦・選挙・話し合いのいずれかの方法をもって定められた期日までに本会事務局まで報告する。
- 2 ~~委員は内 1 名を代表委員とし、若干名を代表副委員とする。~~
- 3 委員会には、全委員が出席する。

【専門委員会及びその主たる活動】

第 4 条 本会には次の専門委員会をおき、主として次のような活動をする。

- 1 文化・環境委員会
 - ・会員の教養を高めるための文化活動と学校内外の環境整備のための活動をする。（各種講習会、交通当番・校区パトロール等）
- 2 広報・厚生委員会

- ・広報誌の編集・発刊または、その他の広報活動をする。
~~（広報「ふじみ」の発行等）~~

- 第 5 条 専門委員会の構成及び組織は次のとおりとする。
- 1 専門委員会は、学年委員をもって構成する。
 - ~~2 各専門委員長・副委員長は、総務役員によって選出する。~~

【事業活動】

- 第 6 条 本会は次のような事業活動を行う。
- 1 学校教育に対する理解を深め、教育設備の整備充実を図るとともに、資源の再利用をかねて事業活動を児童とともに実施する。
(資源回収、ベルマーク集め等)
 - 2 事業活動の計画推進は、役員会がこれにあたる。

【特別専門委員会】

- 第 7 条 本会の活動に臨時の必要が生じた時は、特別専門委員会を設けることができる。
- 第 8 条 本会の会員は各専門委員会の活動に対して、希望により、何れの専門委員会活動にも参加協力することができる。

【附 則 1】

平成11年5月 1日改正
平成19年2月17日改正
令和 5年4月24日改正

富士見小学校PTA慶弔規定

- 第 1 条 関係者が死亡した時は、代表者が会葬し、次のように弔意を表す。
- 1 教職員、PTA役員の場合 香料5,000円 生花一基
※会葬は、原則として全役員とする。
 - 2 当校児童の場合 香料5,000円 生花一基
※会葬は、原則として全役員と学級委員とする。
 - 3 一般会員の場合 香料5,000円 生花一基
※会葬は、役員代表者とする。
 - ~~4 教職員の配偶者、子どもの場合 香料5,000円 ※会葬は、役員代表者とする。~~
- * 上記における訃報連絡は喪主の意向を聞いてからPTA関係網に連絡する。
- 第 2 条 教職員が結婚した場合は、5,000円を贈り、祝意を表す。
- 第 3 条 関係者が火災等の災害により甚大な被害をこうむった場合は、50,000円を贈り、見舞の気持ちを表す。

【附 則 1】

- 1 関係者が遠方の場合は、その都度協議して処理する。
- 2 規定以外に必要な場合は、協議して決定する。
- 3 この規定は、委員会において改廃する事が出来る。
- 4 平成29年4月22日より実施する。
令和5年5月24日改正